

一般ガス供給約款・ガス基本約款等の変更に関するお知らせ

2025年2月1日付で、一般ガス供給約款・ガス基本約款等を以下の通り変更いたします。
なお、これらの変更に伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

対象約款

- ・一般ガス供給約款（東京地区等）
- ・一般ガス供給約款（群馬地区）
- ・ガス基本約款
- ・ガス基本約款（東京ガス導管エリア外版）

変更内容

- ・以下約款の「料金および延滞利息の支払順序」に、現行運用中の規定を明文化します。^{注1}
（一般ガス供給約款（東京地区等）・一般ガス供給約款（群馬地区）28、ガス基本約款 27）
- ・その他、軽微な文言の修正を行います。

注1）お客さまにお支払いいただいた料金および延滞利息に過不足があることが判明した場合、使用量および請求料金の訂正その他過不足が生じた理由にかかわらず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に支払期限日が到来する料金と精算する現行の取り扱いを約款上で明文化するものです。現行取り扱い中の運用を変更するものではありません。

以上